

## Ⅲ オートプシー・イメージング (Ai) の実際

1. 筑波メディカルセンター筑波剖検センター  
筑波剖検センターにおける  
オートプシー・イメージング (Ai) の実際早川 秀幸 筑波メディカルセンター筑波剖検センター  
塩谷 清司 筑波メディカルセンター病院放射線科筑波剖検センターの  
活動

筑波剖検センター（以下、剖検センター）は、茨城県内で発生した犯罪性のない異状死体の承諾解剖を本務としており、茨城県からの委託を受けて、公益財団法人筑波メディカルセンターが運営している機関である。

筑波メディカルセンターは、茨城県南・県西地域における救急医療の充実を主眼として1982年に設立され、85年に筑波メディカルセンター病院（以下、メディカルセンター病院）が開院した。当時、犯罪性のない異状死体を対象とした解剖は、監察医制度施行地域における行政解剖以外では、東京多摩地域と神奈川県で承諾解剖が行われているだけだった。この承諾解剖システムを茨城県にも導入し、その実施拠点として計画されたのが剖検センターであり、メディカルセンター病院内に併設され、86年より事業を開始した。

設立当初は承諾解剖以外に、剖検施設を持たない県内の医療機関からの依頼による病理解剖も受け入れ、文字通り「剖検機関」として機能していたが、次第に法医学実務機関へと変容し、2012年現在では、①茨城県内で発生した犯罪性のない異状死体の承諾解剖（年間120例程度）、②茨城県内で発生した犯罪性が疑われる異状死体の司法解剖（年間50例程度）、③つくば市周辺で発

生した異状死体の死体検案（年間100例程度）、が主たる業務となっている。

現在、専任のスタッフは常勤医1名と非常勤の臨床検査技師1名で、さらにメディカルセンター病院に所属する臨床検査技師や事務職員が剖検センター業務を補助している。

わが国では主として、大学法医学教室や監察医施設において法医学実務が行われている中、剖検センターは市中病院に設置された全国で唯一の法医学実務機関である。死因究明二法が成立し、新たな死因究明システムの構築が急務となっている現在、剖検センターの活動はひとつのモデルとして注目され、警察庁も視察に訪れた。

また、後述するように、剖検センターおよびメディカルセンター病院では、早い段階から死後画像診断 (Ai) のシステムを導入している。その有用性は茨城県警の警察官の間にも浸透し、画像診断の概要を知りたいとの要望も大きいことから、警察官を対象として年1～2回の講義を行っている。この講義の内容を元に、2012年に茨城県警が警察官向けの手引書を出版したところ、全国から反響があったという。

## Ai運用の仕組み

メディカルセンター病院では開院以来、心肺停止状態で搬送されて死亡した症例については全例で死後CTを撮影し、正確な死因の究明に努めてきた。2000年

頃からは、剖検センターで解剖・検案の対象となる院外死亡症例についても、メディカルセンター病院に設置されている臨床機を用いて画像診断が行われるようになった。臨床機を使用しているため、検査時間（平日夜間や休日のみ）や検査可能症例（腐敗症例は撮影不可）に制限がある。以下では、剖検センターにおける画像検査の流れについて、解剖症例と検案症例に分けて紹介する。

## 1. 解剖症例に対する画像検査

解剖の依頼は、茨城県警察本部から剖検センター長への電話連絡によってなされる。剖検センター長と警察担当者が協議し、画像検査可能と判断された場合は、剖検センター長が放射線科長へ検査を依頼し、検査日時を決定する。遺体は、警察車両によって剖検センターまで搬送される。

通常、解剖前日の夜に撮影を行う。検査時間に余裕があることから、CT検査のみならず、MRI検査も実施している。アーチファクトの出ないビニール製袋に遺体を入れた状態で検査テーブルに載せ（図1）、診療放射線技師が撮影する。読影は放射線科医が主体となって行い、原則として解剖開始前までに読影結果の報告がなされる。

画像検査終了後、遺体は剖検センターの冷蔵庫内に安置し、解剖終了後に警察経由で遺族などに返還する。